

【社会福祉士とは？】

★

社会福祉士（Certified Social Worker）は、精神保健福祉士、介護福祉士と並ぶ福祉の国家資格（通称：三福祉士）のひとつです。ソーシャルワーカーの国家資格であり、福祉に関わる社会福祉主事、介護支援専門員、福祉住環境コーディネーターなどを含めた全資格の中で最上位資格といわれています。

社会福祉士は、昭和62年5月の第108回国会において制定された「社会福祉士及び介護福祉士法」で位置づけられた、社会福祉業務に携わる人の国家資格です。

「社会福祉士及び介護福祉士法」における社会福祉士は、「専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障害があること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連携及び調整その他の援助を行うことを業とする者」とされています。

社会福祉士の資格は、介護福祉士資格と同様に「名称独占」の資格であり、医師や弁護士のように「業務独占」の資格ではありません。「名称独占」とは、資格をもたない者が、「社会福祉士」という名称を勝手に使用してはならないということで、社会福祉士資格をもっていなければ、上記の業務につけないということではないです。

社会福祉士の活躍する職場は、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、各種社会福祉施設、老人保健施設、病院、社会福祉協議会、福祉事務所・身体障害者更生相談所・児童相談所その他行政機関など多岐にわたっています。福祉施設では「生活相談員」「生活指導員」「生活支援員」「児童指導員」などと呼ばれる指導員関係、児童福祉司・身体障害者福祉司など公務員、社会福祉協議会の福祉活動専門員、在宅介護支援センターのソーシャルワーカー職、老人保健施設の生活相談員、病院等の医療ソーシャルワーカーなどがあげられます。

「参考」 資格者の登録状況 109,158人（平成21年2月末現在）

〈社会福祉士国家試験科目〉

人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、現代社会と福祉、地域福祉の理論と方法、福祉行財政と福祉計画、社会保障、低所得者に対する支援と生活保護制度、保健医療サービス、権利擁護と成年後見制度、社会調査の基礎、相談援助の基盤と専門職、相談援助の理論と方法、福祉サービスの組織と経営、高齢者に対する支援と介護保険制度、障害者に対する支援と障害者自立支援制度、児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、就労支援サービス、更生保護制度